

平成 2 5 年 第 1 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京 丹 波 町 議 会

平成25年第1回京丹波町議会臨時会

平成25年4月26日（金）

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第45号 土地の取得について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信太郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 山 田 均 君

7 番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君

9 番 松 村 篤 郎 君

10 番 坂 本 美智代 君

11 番 西 山 和 樹 君

12 番 原 田 寿賀美 君

- 1 3 番 北 尾 潤 君
- 1 4 番 森 田 幸 子 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（7人）

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 参 事 | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | 野 間 広 和 君 |
| 総 務 課 長 | 伴 田 邦 雄 君 |
| 住 民 課 長 | 下伊豆 かおり 君 |
| 税 務 課 長 | 堂 本 光 浩 君 |

6 出席事務局職員（2人）

- | | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 長 澤 誠 |
| 書 記 | 山 口 知 哉 |

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・山田 均君、7番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号他2件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

4月24日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第34号を発行いただきました。

4月18日には、全議員を対象に議会活性化についての研修会を開催し、意見交換も含め研修をいただきました。

畠中副町長より、公務出張のため途中退席する旨の届出があり、受理しましたので報告いたします。

本日本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには大変ご苦勞様ですが、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第6 議案第45号 土地の取得について》

○議長（野口久之君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6 議案第45号 土地の取得についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。本日ここに、平成25年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用のなか、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いしております。

独立行政法人森林総合研究所が承継していた旧緑資源機構関係事業の廃止に伴う所要の改正を行うほか、住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額適用の要件として、耐震改修工事に要した費用の額が「30万円以上」から「50万円を超える」に改正されることに伴う経過措置を定めるものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

保険税の軽減判定所得の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後5年目までの間に限り、当該移行した者を含め算定することとしている措置を恒久化するほか、世帯別平等割について、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者があることにより被保険者が1人となった世帯について、移行後5年目まで2分の1を軽減する措置に加え、軽減割合を4分の1として3年間延長する措置を講ずるものであります。

議案第４５号 土地の取得につきましては、まちづくり推進事業用地取得事業用地のうち、京丹波町蒲生蒲生野４２３番１外３筆、１１，３５１平方メートルについて、南丹・京丹波地区土地開発公社から４億３，０９３万５，５２６円で取得しようとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 承認第１号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に公布されたことに伴い、町税条例の施行期日を４月１日とする必要となった関係部分についてのみ措置させていただいたものでございます。

まず、地方税法の改正の概要につきましてご説明を申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、成長による富の創出に向けた税制措置、社会保障と税の一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充、並びに東日本大震災に係る津波による被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等の措置、合わせて延滞金等の利率の見直しなど、納税環境の整理が行われたものでございます。

それでは、今回の税条例の改正の内容につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、本則のほうでございます。本則第５４条及び第１３１条関係につきましては、森林総合研究所が継承しておりました旧緑資源機構関係事業の廃止に伴いまして、それぞれ関係条文の削除をさせていただいたものでございます。

第５４条第５項につきましては、土地区画整理事業及び土地改良事業施行中の土地の固定資産税の使用者課税について規定したものでございまして、今回の改正では森林総合研究所が行う事業の仮換地等の使用者を納税義務者とみなす特例措置の廃止を定めたものでございます。

第１３１条第４項につきましては、土地改良事業等の仮換地等の従前の土地の取得者に特別土地保有税を課する旨規定しております。今回の改正では第５４条同様、森林総合研究所の事業の特例措置について廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、附則第２条第２項の部分でございます。住宅の耐震改修に係る固定資産税を２分の１に減額する特例措置の要件として、耐震改修工事に要した費用の額が平成２５年４

月 1 日から「30 万円以上」から「50 万円を超える」に改正となったことに伴い、経過措置を設けたものでございまして、本年 4 月 1 日以前に耐震改修工事契約を締結し、改修工事が 30 万円以上 50 万円以下の場合に特例の適用をするものでございます。

なお、その他の地方税法改正に係ります税条例の改正につきましては、今後の定例会におきまして随時ご提案をさせていただく予定にしておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして承認第 2 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、税条例と同様に地方税法の一部を改正する法律が去る 3 月 30 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから専決処分を行い、4 月 1 日からの施行をさせていただいたものでございます。

地方税法の改正により実施されました制度改正といたしましては、先の町長の提案説明のとおりでございますので、条例改正の具体的な内容につきまして新旧対照表により説明をさせていただきます。

最初に条例第 5 条の 2 医療に係る世帯別平等割額について定めておりますが、まず特定同一世帯所属者について、後期高齢者医療制度へ移行された方でこれまでの「5 年間を経過するまでの間に限り」ということを削ることによりまして、期限を限定せず引き続き同一世帯に属する者と定義し、特定世帯については、その特定同一世帯所属者と同じ世帯に一人だけ被保険者がいる世帯であって、5 年を経過する月までの間にあるものとし、新たに 5 年を経過する月の翌月から 8 年を経過する月までの間にあるものについては、特定継続世帯として定義することにより、経過年数によって二つの区分に分けて規定をすることとしております。いずれも当該世帯に他の被保険者がいないこと、つまり国保の被保険者が一人であることが要件となっております。

そして、その区分により医療に係ります世帯割額として特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯割額を 1 万 9,200 円、それを基本としまして 5 年を経過するまでの特定世帯は 2 分の 1 を減額、6 年目から 8 年を経過するまでの特定継続世帯については、4 分の 1 を減額した額を定めることといたしております。新たに第 3 号で特定継続世帯 1 万 4,400

円を設けるものでございます。

次に、条例第7条の3におきましては、後期高齢者支援金に係ります世帯別平等割額について、同様に世帯の区分ごとに世帯割額を定めており、新たに第3号で特定継続世帯3, 825円を定めるものでございます。

続いて第23条では、国保税の減額について定めており、いわゆる7割、5割、2割の法定軽減の額につままして世帯の区分ごとの平等割額から減額する額を規定しているところでございます。23条においては、第1号で7割軽減に該当する場合、イの（ウ）では医療の特定継続世帯において減額する額、エの（ウ）では後期高齢者支援金分の特定継続世帯において減額する額を定めております。同様に第2号では5割軽減に係るもの、第3号では2割軽減に係るものとして、それぞれ医療分と後期支援金分について特定継続世帯において減額する額を定めるものでございます。

本日、参考資料として条例改正後の新たに設けられました特定継続世帯を含めて世帯の区分ごとの平等割額と、それぞれ7割、5割、2割の法定軽減が適用される場合の減額される額を括弧書きで、その右に減額後の額を一覧にまとめておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。この表の中では水色でマークしております部分が今回条例改正により追加になった部分でございます。そして括弧書きの中には、条例で規定しております減額をする額、その右側には減額後の額を記載しております。

なお、3月時点の被保険者の状況では、特定世帯に該当する世帯は433世帯で、そのうち条例改正に伴いまして143世帯が特例継続世帯に移行すると見込まれますので、国保税への影響額としては、約57万円余りの減額と推計いたしております。

また、後期高齢者医療制度へ移行されました特定同一世帯所属者を含む世帯数は539世帯で軽減判定の特例の恒久化により5年経過後も引き続き適用される世帯は274世帯と見込んでおりますが、影響額につまましては世帯ごとに集計する必要があるため現時点では把握できておりません。

以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第45号 土地の取得について補足説明を申し上げます。

今回買い戻しをお願いしておりますのは、まちづくり推進事業用地取得事業用地といたしまして、南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得しておりました蒲生蒲生野地内の土

地 1 万 1, 3 5 1 平方メートルでございまして、4 億 3, 0 9 3 万 5, 5 2 6 円で取得をしようとするものでございます。

資料のほうでご説明を申し上げたいと思います。まず場所でございますが、昨年 9 月の議会でお認めをいただきました蒲生地内のまちづくり推進事業用地の買い戻し分の残りの土地でございまして、右側に水色で表示した部分が前回買い戻しを行いました 2 筆で、1 万 2, 6 4 0 平方メートル。そして、赤の斜線で表示しております部分が今回お願いしておる土地でございます。土地取得の経過につきましては、旧丹波町において計画をされておりました京都デンマーク公園構想の用地取得のための代替地として、平成 3 年に先行取得としたものでございますけれども、その後の長期にわたる経済低迷などによりましてデンマーク公園構想が実現せず、その後買い戻しが出来ていなかったものでございます。

なお、財源につきましては、先行取得用地活用対策基金の残高に不足する金額を財政調整基金から積み替えを行いまして、財政健全化の観点から少しでも早く買い戻しをさせていただきたいということでお願いをしておるものでございます。

なお、取得価格につきましては、資料の上の表にお示しをしておりますとおり、用地費が 2 億 7, 4 4 9 万 3, 3 0 2 円、利子が 1 億 5, 6 4 4 万 2, 2 2 4 円という内訳になっております。

以上、簡単でございますけれどもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（野口久之君） これより承認第 1 号 専決処分を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○6 番（山田 均君） 今提案理由の説明の中にあつたわけでございますけれども、一つは延滞金の利子の見直しが行われたということでございましたけれども、これまでの延滞の場合 1 4. 5 %というのが大体基本になっていたと思うんですけれども、見直しで利率はどのようになったのかお尋ねしておきたいということと、それを改正してやろうと実施するというのはいつの時点を考えておられるのかということ、それから今回条例改正で提案になっております耐震改修に要した費用の額が 3 0 万円以上の場合にこれまでは適用になっておったと、これが 5 0 万円以上ということになるんですが、これまでに固定資産税の減免の申請があつたり、該当という方はあつたのかどうかということ、それから今回特例措置ということで 3 0 万円から 5 0 万円以下の場合、4 月 1 日以前に契約をしていた場合にはこれが適用されるということでございましたけれども、それに該当する方はあるのかどうか合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） まず延滞金の率の見直しでございます。現状一月を超える部分に関しましては、延滞金14.6%でございます。この改正によりまして平成26年1月1日以降から現在では9.3%になるということでございます。おそらく12月議会になろうかと思っておりますけれども、ご提案を申し上げたいと考えております。

それから、耐震改修の関係でございますけれども、これまでの申請はということでありまして、1件もございません。それで、該当する方ということでありまして、土木で木造の改修の事業等の実施をいただいておりますけれども、基本的に昭和57年1月1日以前の建物ということで、30年以上が経っておる建物のこの減額の耐震基準というのが1.0以上というものになっておりまして、やはりそのハードルがかなり厳しいようでございます。ですから私どもが把握しておる中では該当する方は今のところいらっしゃらないということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 改修しても耐震の1.0以上のものということがあったんですけども、耐震診断を受けて改修のいわゆる内容についても合わせて、現在の場合には耐震改修の内容についても説明といいますか、改修の内容についても受けられるということになっておるんですけれども、それを受けた場合に今あったように1.0以上のものに耐震改修をするということには定まっていないのか。いわゆる0.7で良いということになっておるのかどうかということにもなると思うんですけれども、0.7であれば0.7にすべきだと思うんですけれども、独自にそういうことはできないのかどうかということをお尋ねしておきたいというのが1点と、それからもう1点は、延滞金の利子の関係なんですけれども、平成26年1月1日以降から9.3%ということなんですけれども、今の金利の状況から見たら本当に預けて金利がつくということがないような状況の中で9.3%でも非常に高いと、高額な利子だと思うんですけれども、これについては町独自で利率を決められるということにはなっていないのかどうか合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 耐震の基準に関しましては、総務省と国土交通省が協議されて決定されたということでありますので、町独自ということでは決定はできないということでありまして、あくまでも延滞金につきましても地方税法改正、それも今もおっしゃいました利率の関係も考慮した中で、まず国税それから地方税ということでございますので、町独自と

いうことで決定とすることはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今1ヶ月を越える分については14.6%ということでありましたが、これまででしたら1ヶ月2万円ですか、そういうものについては14.何がしかより安かったですが、それはどうですか。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 一月以内に関しましては、現行4.3%であります。それが今回の改正によりまして3.0%に変更する予定でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど説明をいただいたんですけれども、世帯数なんかが聞き取れなかったのもう一度対象となる世帯数なりお願いできますか。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 先ほど申し上げましたのは、3月時点の被保険者の状況で、

特定世帯に該当する世帯が４３３世帯でございます。そのうち今回の条例改正に伴いまして
１４３世帯が特定継続世帯に移行すると見込んでおります。

また、後期高齢者医療制度に移行されました特定同一世帯所属者を含む世帯といたしまして
は５３９世帯。この世帯が軽減判定の特例の恒久化により５年経過後引き続き適用される
と見込まれる世帯は２７４世帯と見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

東君。

○７番（東まさ子君）

それではただ今提案されております京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
専決処分の承認について、賛成の立場から討論を行います。

今回、後期高齢者医療制度に関わる国保税の軽減措置を改正する京丹波町国民健康保険税
条例が提案されております。かつて平成２０年３月までは７５歳以上の高齢者は公費と各保
険者からの拠出金で運営がされる老人保健制度によって医療を受けてきました。

ところが自公政権は同年４月から７５歳以上の全ての人をそれまで加入していた国保や健
保を脱退させ、新設する高齢者だけの医療保険に加入をさせました。これが後期高齢者医療
制度で、年齢で医療などに差別をもち込む制度は多くの国民の怒りを受け廃止しかない制度
でありました。

さらにこの制度は様々な矛盾を抱えていたために、いくつかの手直しを余儀なくされまし
た。その一つが国保の平等割額の軽減制度であります。国保に加入する高齢者夫婦世帯で一
方が７５歳以上でもう一方が７４歳以下の場合、平成２０年４月から一方は後期高齢者医療
に入り、もう一方は国保に残ることとなり後期高齢者医療の保険料と国保税を別々に払うこ
とになりました。こうした世帯に対し、国保に残った人の国保税の平等割額を５年間２分の
１に軽減する措置がとられてきたところであります。今回の改正は平成２５年度以降につい
ても４分の１軽減に縮小した上で３年間に限り延長する特例を新たに設けるというものであ
ります。

またもう１点、国保から後期高齢者医療へ移行したために国保の世帯人員が減少し、従前

受けていた軽減を受けられなくなる事態を避けるために国保から後期高齢者医療に移行した人も国保に在るとみなして従前同様の軽減が受けられる特例措置の恒久化が決まりました。これらの改定は加入者にとって評価できる内容であり、今回の条例改正に賛成するものであります。

しかし、今回の条例改正に関わって日本共産党は次のように考えるものであります。

一つは、年齢で医療などに差別を持ち込む後期高齢者医療制度は廃止をすべきと考えます。もう一点は、国保税が非常に高くなっており、保険税を払えず無保険になっている人が本町にも存在をいたします。かつては国が国保総収入の50%を負担しておりました。今では24%になっています。国保税の負担を重くしている最大の原因は、国保への国庫支出金の削減であります。したがって国保加入者の命と生活を守り社会保障としての役割を果たすことができるように国に国庫支出金の増額を求めることが必要であります。町長も国庫負担の引き上げなど新たな国費導入を町村会を通じて行っていると議会で答弁されておりますけれども、昨年の国保法改定では平成27年度から国保財政を広域化して都道府県単位化にすることが決まりました。都道府県単位化では医療費が増えないのに費用が増加し、保険税を引き上げなくてはならない自治体が生じることとなります。国は都道府県調整交付金の引き上げ分を財政調整に充てるといいますが、新たな財政投入抜きに行われる措置であり、結果的に国保の財政状況の良い自治体が悪い自治体を救済する措置に他なりません。合わせて国保加入者にとっても求めている負担の軽減に繋がる方向ではないと考えます。国庫支出金の引き上げが必要であります。日本共産党は不要不急の公共事業にメスを入れ、高額所得者や大企業に応分の負担を求めるとともに、賃上げなどGDPの6割を占める国民の懐を暖めることで経済も社会保障も立て直せることを明らかにしております。国庫負担引き下げによる国民健康保険への国の財政責任の後退は容認できないことを引き続き国へ求めることが必要であることを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第45号 土地の取得についての質疑を行います。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今回の土地の取得については、過去の負の遺産を整理されるということで、何も異論はないところでございまして、公社の債務の早期解決に向けた提案と納得のいくところでございます。

そこで今回の買い戻しに伴いまして、本件蒲生野地内の跡地利活用に精力的に取り組んでいただきたいと願うものでございますけれども、当該地の周辺、特に27号からのアクセス道路について、本年度拡幅改良工事も実施されるということになっておりまして、企業誘致等利活用の条件整備が整うことになるのではないかとというふうに考えております。面積につきましても一塊で約3万4,000平米ですか。良いところかなというふうに思っています。

そこで、町長にお尋ねしたいんですけれども、そうした中、現在企業誘致に向けました具体的な取り組みがあればお聞かせいただきたいということと、また、それがなければどういう方向で、またどういう利用がベストなのか活用策のお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状具体的なことは無いんですが、全ての土地について、いつでも貸してくれと言われたら貸せる状態、あるいは売ってくれ言われれば売れる状態を目指しての今回の買い戻しであったり、一部補償金を払ってでもいつでも使ってもらえる状態にしたということです。

あの辺りですとやはり食品関係とか農業関係の事業者がよいなというふうには思っております。できるだけ早くそうした事業者を誘致したいそんな思いでおります。皆様のご協力を得て、実現にこぎつけたく思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっと私勉強不足かも知れませんが、この物件の上には既に公民人に登記された建物が存続していたと思うんですけども、そのことにつきまして建物の代金というのは、この中に入っているのかどうかということが一つ。それから入っているとしたら、今後新公会計制度を導入する場合、もうしているわけですけども、そうするとやはり建物は資産ですから、はっきり表示をすべきでないかということが一つ。それからあの建物を見る限り、利用価値はありませんのでできるだけ早く更地にする必要があるかと思うんですけども、その場合の費用等もこの中に入っているのかどうか。以上についてお聞きします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 建物の関係につきましては、代金には入っておりません。それから利用価値はないということで更地にする費用はということでございますが、これにつきましては、補償費を支払うということでございますので、更地に要する費用につきましては、その所有者が撤去していただくと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） そうすると建物に関する予算措置につきましては、改めて議案として提出されることになるんですか。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 補償の関係につきましては、予算措置をさせていただいておるということで、改めての議案は必要ないと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） なぜしつこくこのことをお聞きするかといいますと、やはり今後の公会計制度そのものが、今までは単式簿記ですから年度間での資産の動き、経費の動きがはっきりしないということで、新公会計制度を導入するということになっているわけです。ですので建物の場合は補償ではなく一旦資産として、購入をして改めてその資産を処分する費用が経費として必要であったと、こういう処理をするのが本来の複式簿記だと思うんです。そういう意味で、もう少しそういう形にしておくほうが町民にとって本当に必要であった経費なのか、それともある意味では行政上の過失という用語弊かも知れませんが、過失による無駄な経費であったのかが判明できて、それが将来の行政に対する勉強の材料になると思うんですが、それを簡単に補償費やとかおとしちゃいますと、そういうことができなくなるということもありますので、その辺のことはどうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） そういった見方もあるかも知れませんが、私どもが考えておりますのは、補償費ということで、いわゆる流木補償、あるいは建物補償そういったものと同一というふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今建物の物件補償の話が出ておりましたけれども、645万4,000円ということで予算化がされていたわけですが、それだけ評価があるということは、持ち主もあるということで、固定資産税は徴収されていたのでしょうか。それとこの物件、

山林と原野があるわけですが、それぞれ単価はどういうふうになっているのでしょうか。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 申し訳ございません。もし必要であれば今調べてまいりたいと思いますけれども。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 買い戻しの単価ということでございますが、これは一括して取得しておりますので、地目ごとに金額を定めておるということではございません。したがって買い戻しの関係で申しますと、1 平米当たり利子を含めると 3 万 7, 9 6 4 円になるということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7 番（東まさ子君） 簿価はこういうふうになっているわけでありますが、時価で評価したらどういう状況と予想されるのでしょうか。わかっていたらお願いします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 時価につきましては、見ておりませんのでお答えすることができません。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6 番（山田 均君） 私も町長に伺っておきたいと思うんですが、今回買い戻す物件でございますが、塩漬け土地を買い戻して解決していくというのは一つの方法だということで、そのことに反対するものではないんですが、今回出されております土地の登記簿謄本を見ますと、既にお尋ねした経過もありますが、昭和 6 3 年 6 月に個人の方から住宅会社の役員の方が取得をされておるわけですが、それを当時の丹波町が平成 3 年 1 2 月 4 日付けですけれども、所有権移転の仮登記をしています。あわせて平成 5 年 7 月に所有権移転を船井郡丹波町にしておると。そして平成 6 年の 1 2 月に所有権移転ということで船井・北桑田地区土地開発公社に所有権移転がされておると、こういうことになっておるわけなんです。

町長も土地開発公社の役員になっておられるわけですが、土地開発公社の業務方法書というのがあるんですね。取り扱いをどうするかということだと思っただけなんですけれども。この第 8 条を見ますと先行取得用地の売買契約というのがありまして、公社は公用地の先行取得をするときは、土地所有者と関係団体の三者。土地開発公社と土地所有者と関係団体、町ですね。売買契約書を締結するとこういうことになっているんですね。本来土地開発公社というのは、町の事業計画に基づいて直接、すぐ利用が出来ない場合に取得もなかなかでき

ないわけで、それを土地開発公社が一旦購入して5年以内にその事業化をして町が買い戻すというのが土地開発公社の基本的な考え方できておったわけなんです。

今回の出されておるこの物件を見ますと、住宅会社役員の方から当時の丹波町は仮登記をして、そして本登記をして、そして所有権移転を土地開発公社にすると、こういうやり方からすると、先ほど申しました業務方法書からいうと、個人と売買をして、そこに町が第三者としてはいると、こういうことに契約がなるべきやり方だということになっておるんですが、一旦町が買って、それを土地開発公社に買ってもらうといえますか、ということになっておるんですね。そしていただいているいろんな資料を見ますと、蒲生野の土地というのは地目では山林・畑になっているんですね。これが面積と金額で見ますと、平成3年に買った金額が平米2万4,184円。周辺当時買った金額を見ましても、田んぼでも1万6,833円とか、場所によっては4,483円とか、いろいろ単価があるんですけれども、べらぼうにこの土地は高いと。土地ころがしではないかという疑惑さえ持たざるを得ないと思うんですけれども、そういう本来きちっと条例や規則に基づいてやるべき行政がこういうようなやり方、土地を取得しているということについて、きちっと精査をするべき、問題を明らかにしておくというのは当然やるべきことだと思うんですけれども、その点について町長の見解を伺っておきたいと思います。このいろんなものについては、土地開発公社で永久保存の書類に該当すると思うので、当然そういうことについてはあると、土地開発公社で保管をしておると考えるわけですので合わせて伺っておきます。

それからもう1点は、今東議員から出ておりましたが、土地の上にある物件補償との関わりで、買い戻す土地の上に建っておるわけですので、当時昭和63年に倉庫、平成2年に簡易住宅を建てたということを聞いておるんですけれども、平成3年に丹波町が購入しておるわけですね。その前は住宅会社の役員が所有されていたところに建っておるわけですね。所有者の了解というのは当然人の土地ですので必要だと思うんですね。そういうことは当然了解をされておったのか。丹波町が買う時にもそれを調査されたということなのか。そういうことを明らかにして了解されたのかどうか。その辺を改めて伺っておきたいと思いますし、先ほどありました固定資産税の納入問題は当然物件補償をする場合、町に納税されていたのかどうか、当然私はされておったと思いますけれども、されていなかったら当然相手側に請求すべきだと。税をもらわずに物件補償だけすると、こんなことを町民には絶対してはいないわけで、最近差し押さえまでしておるわけなんです。そういうことになっていないのかどうか。それははっきりさせていただきたいし、採決までに明らかにさせていただきたいとお尋ねしておきたいというように思います。

それから三つ目には、今買い戻した後の活用が出されておりましたけれども、道路改良も当初予算に出されておまして、町道蒲生野高原東西線ということで、現在の幅員が2.5メートルと。計画幅員が5メートルで延長は150メートルということになっておりますね。いただいている道路台帳を見たら、27号線から京大の管理している牧場地があるんですが、その間を抜けて今度購入する土地の前を走っておる、それが106号線。今申し上げました蒲生野高原東西線ということになっているんですね、台帳を見ると。先日の議会運営委員会の時には、この公図でいいますと102号線の方を改良したいという話もあったんですけども、出されておる当初予算の事業では蒲生野高原東西線ということになっているんですね。この間の説明で102号線を見ますと、これは蒲生高原中央線ということになっているんですけども、これについてもどこを改良されて、次の開発に備えるということもありましたけれども、改めてその点も伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 今いろいろ質問をされておりますけれども、今回の提案は土地の取得についての件であって、物件補償の問題とは関係ないと思うんですけども、その辺は了解していただきたいと思います。すでに昭和63年、今から25年ほど前の話なので、その時はその時の状況もあっただろうというように思うんですけども、そのために今回の土地取得ということでございますので、理解いただきたいと思うんですけども。

○6番（山田 均君） その土地の上に建っているわけですので、やっぱり関連することとしてお尋ねしているんです。そのことを反対しているわけではなく、明らかにしていただきたいということを申し上げているので。きちっと説明すべきだと思います。

○議長（野口久之君） 土地に建っている物件だけの質問でいただきたいと思います。

（音声なし）

○議長（野口久之君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前9時47分）

（再開 午前9時50分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 勿論そういうことはちゃんと調査しています。私、推測するんですが、価値がないので固定資産税徴収できていないと思います。これは事務方に答弁させますけれども。それと補償とは別なんです。私もそれ言ったんです。事務方に。おかしいんではないかと。そしたら、補償は補償の一つのルールがあって補償するということです。

その他公社への所有権移転、公社が買うということについて、所有権のある人から買うと

いうことであれば、町から公社が買うということについても、別に違反ではないなと思いますけれども、詳細について質問されているので、事務方から先に答弁させまして、そして後ほど私が答弁する方がいいかと思います。以上です。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 山田議員がご質問されていることに全て答えられるかどうか分かりませんが、まず、業務方法書との関係につきましては、やはりルールは一定決まっておりますけれども、当時の協議の中で一旦町名義にされておったというのは事実でございます。これは推測でございますけれども、農地ということであったのではないかなというふうに思っております。その後、真正な登記名義人の回復ということで地目変更がされて土地開発公社に移ったのではないかと、このように考えます。

あと、建物は今町長からございましたとおり、あくまで別個の不動産でございますので、土地の取得は土地の取得。建物の補償はあくまで別個の不動産の補償であるということでご理解をいただきたいと思います。

あと、平成3年の当時に建物所有者の了解がなかったのかということでございますが、当然それはなかったということでございます。

私からはとりあえず以上とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 野間参事。

○参事（野間広和君） 先ほどご質問のありました蒲生野高原東西線につきまして、3月に予算計上させていただいております延長150メートルで幅員につきましては4メートル。そして路肩につきましては、両側50センチメートル。側溝両側50センチメートル。あわせまして6メートルというふうに今計画はさせていただいております。

もう1点ございました蒲生野高原中央線につきましては、現状予算はあげておりませんが、今後この造成につきましてこういった工事車両が入るかということで検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、現道を改修し、幅員4メートルの拡幅に向けて取り組みをしていきたいと思っております。同時に中央線並びに蒲生野高原西線につきましても、側溝に蓋をし4メートルの確保に向けて検討をしていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前9時54分）

（再開 午前9時56分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 大変時間をお掛けして申し訳ございませんでした。今現在では課税をしていないということでございます。過去の経過については詳細は承知をしていないということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 今説明のとおり課税をしていないということでございますので、今回の議題は土地の取得ということでございますので、建物については別にあるかと思えますけれどもご理解いただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 9時58分）

（再開 午前10時26分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問はございませんか。

今回は土地の取得ということでございますし、建物についてはきちっと整理をしていただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） いろいろお聞きしたわけでございますが、今回4億3,000万円余りの価格で買い戻しをするわけであります。利子が1億5,644万2,224円ということで、本当に長い間の塩漬け土地ということで、利子がかさんできているということでありますが、4億円余り基金を含めた一般財源で購入するということでありますので、4億円あれば本当に今大変な経済状況の中で、いろんな施策もおいておいて買い戻しにお金を投入しているということでありますので、やはり私も議員になりたての頃にこういう土地の購入ができたということで、共産党は反対をしてきたわけでありますけれども今現在に至っているということであります。そういう立場からすると、やはり住民にきちんと説明できる、今回の物件の問題についてもできる、そういうことが住民の合意を得られるような説明が必要だということに思っております。

一つだけお聞きしておきたいんですけれども、今回京丹波町から土地開発公社が土地を買ったわけでありますが、その原因というのが真正な登記名義の回復ということになっているんですが、これはどういう場合の内容なんでしょうか。所有権が町から土地開発公社に移転している原因というのが真正な登記名義の回復という原因になっているんですが、これはどういう時に対応されるものなのか。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 不動産登記法の中で、そういう真正な登記名義の回復という原因があるんですが、正確ではないかも知れませんが、本来取得すべき者であったものが間違っただけで登記されておったような場合に名義を回復すると、真の所有者に戻すというのが真正な登記名義の回復だというふうに理解しております。

○議長（野口久之君） 西山君。

○11番（西山和樹君） 先ほどから話がでております真正な登記名義の回復というのはあくまでも真正な登記名義の回復で、錯誤の登記を抹消してやり直すものではないということです。私が答える必要はないんですけども、その程度のことは知っておいて聞いてほしいと思いますので。委任行為をそのまま定着させるための行為ですので、その程度のことは知っておいてから聞いてほしいと思います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） 提案されております議案第45号 土地の取得について、反対の立場から討論を行います。

今回提案をされておりますのは、京丹波町蒲生野423番1、地目山林、3,509平米。蒲生野423番2、地目山林、589平米。蒲生野424番、地目原野、2,975平米。蒲生野427番2、原野、4,278平米の4筆合計1万1,351平米を土地取得額として2億7,449万3,302円。そして利子分として1億5,644万2,224円。合わせて買い戻し価格が4億3,093万5,526円で南丹・京丹波地区土地開発公社から買い戻す議案であります。

土地開発公社は1972年に国の公有地の拡大推進に関する法律が施行されたのを受けて、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために、必要な公費となるべき土地などの取得及び造成、その他の管理などを行うとして1973年、昭和48年に船井・北桑田地区土地開発公社として設立をされ、経済成長による土地地価上昇を前提に町の債務保証を受けて金融機関からの融資で公共事業用地を先行取得してきました。多くの自治体がいろんな名目を付けて、いたるところで土地を先行取得してきました。経済成長による地価上昇を前提にして土地を購入し、しかも確実な事業計画も持たずに購入した土地が塩漬け土地として住民に大きな負担となっているのが現在の状況です。

私たちは、塩漬け土地の解消のために町が買い戻すことは必要と考えております。しかし、

今回提案されております議案の土地を登記簿謄本で確認をいたしますと、昭和63年1月に個人の所有者から亀岡の会社役員の所有に、平成3年12月には丹波町に所有権移転、仮登記がされ、平成5年7月に丹波町に所有権移転がされております。そして平成6年12月に船井・北桑田地区土地開発公社に所有権移転されて、今回の買い戻しの提案がされておりますが、土地開発公社は事業計画に基づき5年以内に町が買い戻しを行い、事業化を行うことを前提にして、町が土地の先行取得できないことから町の依頼や委託の申出によって土地開発公社が公共用地として先行取得する方法がとられてきたわけであります。

そのため、土地の売買契約書、土地開発公社と土地所有者、そして関係団体いわゆる町の三者による契約書の締結ということになっておるわけでございます。土地開発公社の土地開発公社業務方法書にそのように定められております。

今回、買い戻す土地は、22年前の平成3年に売買契約をされたものですが、登記簿謄本から見ても土地開発公社の土地開発公社業務方法書から見ても逸脱した行為であり、事実を明らかにすべきだと考えております。また、当時、農地であったとしても、平米当たり2万4,184円という異常に高額な単価で会社役員から購入をしております。土地ころがしではないかと疑惑を持たれても仕方がない購入単価と土地売買の経過であります。しかもこの土地の上には簡易住宅と倉庫が建築されており、その建築年度も昭和63年と平成2年とされており、あまりにもずさんな土地取引であり、地方自治体としてあってはならない行為であります。

町長は行政の継続性を強調されます。二度とこうした町政運営を行わないために今後の教訓にすべきであります。事実経過の調査を行い、経過や責任の所在など明らかにする責任があります。そして町民に事実に基づいて報告する責任が町長にはあると考えます。住民の目線で、こうした問題にも取り組むべきであることを指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 私は議案第45号 土地の取得の議案につきまして賛成の立場で討論いたします。先ほどから質疑で出ておりましたように買収時、事業をやった時の問題はいろいろとあります。しかし、行政は継続しており、今回この問題というのは過去の行政上の負の遺産を処分、処理するものであり、これは結果的にはやらなければならない案件だと思いますので、この行為そのものにつきましては賛成をいたしたいと思います。

ただし、私が気になりますのは、先ほどの質疑の中で課長が答弁をされました建物について、補償費として処分をするという考え方ですけれども、これは、いつも申し上げておりま

す公会計制度ではお金が出る行為というのは資産として出る場合と、費用・経費として出る場合があるわけです。先ほどの課長の答弁はそれがごっちゃになってまして、本来これから導入すべき公会計制度には違反をする、そぐわない話です。といいますのは、この議題に賛成をする意味からも、町民にとってみては大きな費用がかかったわけですから、この勉強の教材をこれからこういう間違いが起きないように処理をしていただくという意味を十分に理解をしていただけることをお願いするといいますか要望しまして、この処理については、何らかの形で終止を打つべきであり、今回の議案がベターだということで賛成をいたしたいと思います。以上私の賛成討論です。

○議長（野口久之君） 他に討論はありませんか。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 本件につきまして、私は賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、今日までその必要性は十分に捉えながらも、遅々として進捗することがなかった先行取得用地の問題を本町政になりましてから飛躍的に前進したことに私は評価を申し上げます。さらに先行取得用地問題はフリーハンドで描く事業計画ではなく、その名称が解決となっておることからも分かるように、いろんな万障携わる問題を乗り越えて前向きにいかねばいけないという必要性が存在しております。寺尾町長が発進されました現在の者が汗をかいて後世の世代に遺恨を残さない、また今大きな負担となっても明日の京丹波町を信じて推進していくという姿に私は心から賛成しておりまして、今後もそうしたスタンスを続けていっていただきたい、強く申し上げておきます。そうして町政を推進していく中で、今後はこのような後々疑問が生じる手続きを一切行わない事を行政に注文させていただきまして、この議案が通過し、今後とも先行取得用地の問題解決が前進いたしますことを切望いたしまして賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） 他に討論はありませんか。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今提案になっております議案第45号について、私も同様に賛成の立場で討論を行いたいと思います。先ほど来から質問がありましたように、旧丹波町さんがいかなる方法で取得されたか、またどういう経過で取得されたか、そのことを繰り返し質問しても何の解決にも私はならないと思いますし、本当に今回そういうことを整理する意味でも買い戻すこと自体が私は解決の道ではないかというふうに思います。そのことによって、過去の負の遺産を今回整理されようとする寺尾町政につきましては、本当に大いに賛同しておりますし、そのことによって開発公社の土地の整理の問題を平成27年度までに解決するという強い意思

のもとで、その一つの案件としてあります今回の問題についても解決していこうということでございますので、私は今回提案されております土地の取得についても賛成をしていきたいと思っております。

なお、後の利活用については、精力的に取り組んでいただきたいことを申し述べまして賛成討論といたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第４５号を採決いたします。

議案第４５号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって議案第４５号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成２５年第１回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前１０時４５分 閉会



地方自治法第１２３条第２項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野 口 久 之

〃 署名議員 山 田 均

〃 署名議員 東 まさ子